

# 国産木材活用に関するアンケートについて

令和4年7月6日  
全国知事会 国産木材活用プロジェクトチーム

# アンケートの目的・調査内容

## 目的

- PT の活動の進捗状況の可視化に向けて、各都道府県の実施状況を具体的に確認する
- 各都道府県が特に注力する取組分野を明確化し、かつ、対外的に発信することで、国産木材の活用促進を図る

## 調査内容

1. 各都道府県における「国産木材需要拡大宣言（10項目）」それぞれの取組状況について（令和3年度）
  - ① 取組を実施しているかどうか
  - ② 宣言発表（R1.7）前と比較して、取組を強化（新規・拡充）しているかどうか⇒している場合、その取組内容
2. 各都道府県における令和4年度以降に力を入れて取り組む事項について
  - ① 宣言項目1～10から1つ以上選択
  - ② 選択した項目に関する取組予定の内容について（概要：1～2行程度）

# 「国産木材需要拡大宣言」それぞれの取組状況

- 国産木材の需要拡大に向け、各自治体の皆さまには精力的に取り組んでいただいている
- 一方、国産木材活用の製品導入や市区町村との連携等、施策強化の余地のある（好事例の横展開が求められる）項目も見られる

宣言項目	内容	取組自治体数	うち強化している自治体数
1	自らが整備する公共建築物等について、率先して国産木材の利用に努める。	46	25
2	自らが使用する備品や消耗品などについて、国産木材を活用した製品の導入・活用に努める。	46	15
3	木堀の設置など、これまで活用が進んでいなかった分野での国産木材の活用に努める。	44	23
4	市区町村における国産木材の活用について、ニーズの把握や助言を行うなど、緊密な連携に努める。	47	23
5	国産木材の活用に関する地域住民の理解が深まるよう、教育活動や広報活動等の充実に努める。	47	26
6	施主となる民間事業者等における国産木材の利用拡大に向けて、積極的な働きかけを行うよう努める。	44	31
7	非住宅建築物における国産木材の活用拡大を担う建築士等の育成に努める。	42	24
8	国産木材活用の可能性を広げる新たな製品・技術の研究開発や普及に努める。	46	27
9	国産木材の需要拡大の取組を推進するため、加工流通施設的能力強化や効率的なサプライチェーンの構築など、安定供給体制づくりに努める。	46	30
10	国産木材の利用拡大や森林整備に資する意義を踏まえ、花粉発生源対策の推進に努める。	43	19

## 【参考】令和4年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

自治体名	宣言項目	内容
北海道	6	道民の暮らしに道産木材製品が定着し、道産木材の需要拡大が図られるよう、「『HOKKAIDO WOOD』のブランド力強化」及び「建築物における道産木材の利用促進」に取り組む。
青森県	6	・県産材利用建築主（企業等）の認定・表彰等 ・企業等の建築主向けの木造商業施設の現地見学会及び勉強会の実施
	7	・県内建築士向けの木造商業施設の現地見学会及び勉強会の実施
岩手県	6	民間商業施設等において県産木材を使用した場合の補助制度を創設し、県産木材の利用促進を図る。
宮城県	1	県が改定した木材利用推進方針に基づき、建築物の建設計画のある部局との実務者会議を行い、施設の木造化を推進する。
	8	宮城県CLT等普及促進協議会との連携し、CLT等と複合的に活用できる新たな県産材製品の開発やユニット化を推進する。
秋田県	9	輸入材から国産材に転換する木材加工企業や工務店等のサプライチェーンの構築・強化を図る。
山形県	6	県産木材を使用した事務所等の民間施設の新築に対する支援を強化する。 （製材品価格が高止まっていることから、補助金額の引き上げを実施）
	7	中・大規模木造建築等が設計できる建築士を育成するため、建築士会等と連携し、技術習得に係る講座を開催する。
福島県	8	県産材の需要拡大に向け、新たな木材利用に係る新技術・新製品の開発や販路拡大に資する取組を支援する。
茨城県	9	中高層建築物等に使用する木材について、実需者が求める品質・量・納期が安定した木材を供給できるようにするため、新たなサプライチェーンの構築に取り組む。

## 【参考】令和4年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
栃木県	1	令和6年4月開校予定の栃木県林業大学校（仮称）において、オールとちぎ材による木造モデル施設として、その他の建築物の木造化への波及効果に繋がるよう整備を行う。
群馬県	5	インストラクターの養成（年度末までに30名） 県産木材を使用した木製品展示会開催（年度末までに1回開催）
	7	木造ZEBの建築に対し支援（年度末までに1施設）
埼玉県	7	埼玉県中大規模木造建築技術者講習を支援して技術者の育成を図るとともに、木造公共施設を整備する予定のある市町村等に対して個別具体的なアドバイスを実施していく。
千葉県	6	公共建築物等の多くの県民の目に触れる展示効果の高い施設における内装の木質化や木製品の導入経費に対する助成を行う。
東京都	3	多摩産材の住宅の施主に対し、東京特産物等と交付するなど、ポイントを交付し、国産木材の利用を拡大する
	4	全国と連携し、WOODコレクション（モクコレ）を開催する。 加えて、外国産木材の不安定供給を解消させるため、地域材を活用した木材製品の商談会型展示イベントを開催する。
	8	伐採搬出作業の効率に向け、国内外の林業先進技術の導入を支援する。
神奈川県	1	4月に開催している予算見積り依頼書提出に関する説明会において、森林再生課より資料提供をし、各主管局に普及啓発をしてもらう。 各局から提出される予算見積り依頼書に、県産木材の使用有無について記載する欄を設け、検討を促している。 引き続き県産木材の活用に努める。
	4	令和3年度に立ち上げた「かながわ木造・木育アドバイザー事業」を継続し、市町村の木材利用に関する取組を促進させる。

## 【参考】令和4年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
新潟県	5	脱炭素社会の実現に貢献する「県産材利用」を拡大するため、県産材利用の効果や意義をわかりやすく紹介する。
富山県	6	PR効果の高い民間建築物における県産材利用を支援
石川県	6	民間での非住宅建築物に対して建築費の一部を助成する制度を創設し、県産材のさらなる利用促進を図る。
福井県	6	企業と木材の供給・設計等に携わる事業者との県産材利用に関する情報の共有や利用に向けた協議・検討を行う「企業のウッドチャレンジ推進ネットワーク（仮称）」を創設し、民間施設での県産材利用を拡大する。
山梨県	9	木材の生産から加工、建築にかかわる企業グループに対し支援を行うことで、県産材利用のサプライチェーンの強化を行う。
長野県	8	プラスチック・金属製品の生活用品等を木質製品へ転換するための製品開発・改良、販路開拓等に関する事業者支援を実施し、県産材製品の魅力向上に合わせ利用拡大を図る。（令和4年度 5件程度）
岐阜県	6	県民や企業の木材利用への理解の醸成を図るため「（仮称）ぎふの木之国・山の国木材利用促進条例」を制定し、条例に基づき施策の展開を図る。
静岡県	6	住宅及び非住宅分野の助成対象を拡大し、品質の確かな県産材製品の利用を一層促進する。
	7	新たに構造設計者を対象とした、木造の構造設計に関する知識の習得に重点を置いた講座を開催する。
愛知県	6	公共建築物だけでなく、広く民間建築物において木造・木質化を推進する。 2025年度目標として、県産木材の利用及び供給量を18.0万m <sup>3</sup> /年とする。

## 【参考】令和4年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
三重県	7	中大規模建築物の木造・木質化の設計・提案ができる建築士等の育成
滋賀県	4	市町の木材利用方針の変更を促すとともに、県の実施する木造建築セミナーへ市町担当者の参加を募り、具体的な施設整備の計画や設計等に対して、木造化促進アドバイザーによる助言を実施していく。また、木材や木製品の調達については県産材製品流通調整員による調整を実施していく。
京都府	1	令和4.4.1「京都府内産木材の利用等の促進に関する条例」を制定し、府内産木材の利用促進に関する施策のなかで、府の公共建築物等を府内産木材による木造化とした。
	7	条例において、商業・観光施設、福祉施設等への府内産木材の利用促進に当たり、木造建築物の設計・施工事業者が知識・技術の習得が図られるよう必要な施策の実施に努めるとした。
	9	条例において、木材関連事業者が府内産木材の需要及び供給の状況又はその見通しに応じ、必要な調整を的確に行うことができる体制整備その他必要な施策を実施するものとした。
大阪府	1	森林環境譲与税を活用して府有施設において内装等木質化のモデル事業を実施することで、府内市町村による森林環境譲与税を財源とした、国産木材・府内産木材の利用促進を図る。(R3～R5までに5施設にて実施予定)
兵庫県	5	「ひょうご木製品マイスター」等と協力し、県産木材製品を用いた木の良さを伝える活動を通じて県産木材の普及啓発を行い利用拡大につなげる。
	6	木造住宅への県産木材の利用を拡大するため、工務店への設計経費や県産木材使用への支援を行い利用拡大を図る。
	8	県産木材の横架材への利用を進めるため、新たな仕口加工技術を建築、設計関係者へ提案する。

## 【参考】令和4年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
奈良県	1	県有施設の木造化・内装木質化を推進するため、建築整備計画の把握と担当所管課への働きかけを推進する。 ※関連指標「低層の公共建築物の木造率（奈良県）」R1：15% → R7:26%
和歌山県	6	・非住宅建築物の建築に関する解説書や非住宅事例提案書を作成し、民間事業者等に対し非住宅建築物の普及を実施 ・木造の構造計算や内外装への木材利用などの木材利用促進に向けた講演会を開催し、民間事業者や設計者への木材利用を啓発
鳥取県	5	木育インストラクター養成講座を開催する（年度末までに3回実施予定）
	6	民間非住宅建築物における木造化、内外装木質化を促進する。
島根県	9	地域ごとに原木の生産・流通・加工がネットワーク化する「ウッドコンビナート」を県内各所で構築するため、川上から川下において原木市場が核となる新たな木材流通対策に取り組む
岡山県	9	木材関係団体等が取り組む県産材製品の海外への販路開拓や国内でのマーケティング戦略、県産材のサプライチェーン構築への支援等を引き続き実施する。また、国庫補助事業を効果的に推進し、供給体制の整備を図る。
広島県	6	施主や建築士等を対象とし、木造建築物事例や国補助制度などの様々な情報提供や、設計に関する技術的な相談に対して、専門家を派遣する相談窓口を設置
	8	木製品製造事業者等がデザイナー等との連携により、県産材が使われていなかった分野や、コロナ禍等社会情勢の変化に伴い生まれる、新たなニーズに対応した県産材製品を開発する取組を支援
山口県	6	やまぐち建築物木造化推進協定制度の推進（制度創設及び年度末までに3業者と締結）
徳島県	1	新たに市町村向けの木造建築支援マニュアルを作成し、県住宅課、建築士会と共同で、研修会の開催など県産材利用に向けた普及啓発活動を実施する。



## 【参考】令和4年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
香川県	9	県産木材の安定供給に向け、加工流通体制の強化に取り組む。（新たな木材加工施設の整備）
	10	成長に優れ花粉症対策に対応した苗木の生産を促進する。（5年度から苗木の出荷開始）
愛媛県	6	CLTについては、アドバイザーの設置や3階建て集合住宅パンフレットの作成、セミナーの実施などにより、建築士や県・市町村営繕担当者等をターゲットにして普及促進を図る。
高知県	6	木造建築物の「環境不動産」としての公共的な評価の確立と建築を促進するための検討等を進めることにより、非住宅建築物の木造化・木質化のさらなる推進に取り組む。
福岡県	3	昨年度より引き続き、都市部の店舗やオフィスといった木材利用が低位であった民間建築物において、内装木質化等のリノベーションを支援する。
佐賀県	7	非住宅建築物における木造・木質化を推進するため「さがの木の建築推進協議会」を設立し、木材のさらなる利用拡大を図る。（令和4年度中に協議会設立予定）
長崎県	1	昨年10月に改正された法律に基づき、長崎県建築物等木材利用促進方針をR4.5に改正し、市町方針の改正を促し、県関係部局への周知を行い、木材利用を推進している。
熊本県	6	熊本県では林業や建設業のほか、経済団体や金融団体などの幅広い関係者で組織した「県産材需要拡大県民運動推進会議」において、県民の木材利用がより一層図られるよう取り組んでいる。
大分県	5	民間による非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、改正木材利用促進法に基づく協定を締結した民間事業者が整備するモデル的な建築物の木造化・木質化を支援する。（令和4年度末までに2箇所整備予定）

## 【参考】令和4年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
宮崎県	5	木材の良さや利用することの意義について、県民の理解と認識を深め、木材利用に繋げるため、木づかい県民会議による普及啓発活動を行うとともに、県民会議内の「木育ネットワーク部会」を活用し、木に触れる機会を提供するなど森林・林業、木材、環境について分かりやすく県民に伝える木育活動の強化を図る。なお、令和3年3月24日には「宮崎県木材利用促進条例」が公布・施行された。
鹿児島県	5	木材や木製品とのふれあいを通じて、木材の良さや利用の意義を子供の頃から学ぶため、木育インストラクターを養成し、木育を推進するとともに、インストラクターが使用する木育教材の整備・貸し出しを引き続き行う。 【取組状況】 ・木育インストラクターの養成 39人(R3年度末) ・木育教材「かごもく」(5種類)や木育で使用する「テキスト」(700部)の整備(R3年度)
	9	中高層建築物や非住宅建築物における県産材の利用拡大を促進するため、強度表示があり構造計算に用いることが可能なJAS構造材の生産体制の整備方針を令和4年度に作成する。
沖縄県	5	県内の商業施設や空港等で県産木製家具の常設展示を行うとともに、県産木材に関する情報発信を行う。